

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、令和3年度の行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

徳島県監査委員	近藤	光男
同	岡崎	悦夫
同	大寺	健司
同	原	徹臣
同	福山	博史

令和3年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨等	1
第2	監査の対象事務及び選定理由	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
第3	県庁舎に事務局を置く任意団体の概要	1
1	所管機関別の状況について	1
2	設立後の経過年数の状況について	2
3	県職員の役員への就任状況について	3
4	県職員の事務局員への就任状況について	3
5	県職員の服務状況について	4
6	行政財産の使用許可手続等の状況について	5
7	保管金の状況について	5
8	令和2年度に支出した県費の状況について	6
9	規程の整備状況について	8
10	今後の見直し状況について	9
第4	監査の概要	9
1	監査の対象機関	9
2	監査の実施期間	10
3	監査の実施方法	10
4	監査の着眼点	10
第5	監査の結果	10
1	適正な会計処理の確保について	11
2	団体に対する県職員の関与・指導について	13
3	行政財産使用許可、物品の貸付等の手続について	15
4	県費の支出・受入状況について	16
第6	まとめ	18

第1 行政監査の趣旨等

行政監査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性や正確性はもとより、事業の経済性、効率性及び有効性、組織及び運営の合理性の観点から行うものであり、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の対象事務及び選定理由

1 監査対象事務

県庁舎に事務局を置く任意団体について

2 選定理由

県の各機関には、行政運営上の必要から、県・市町村や民間団体等が協力・運営し効果的・効率的に事務事業を推進するため、県の庁舎に事務局を置き、県職員が役員又は事務局員を兼ねている任意団体が多数存在している。

これらの団体においては、県の会計規則等の適用対象ではないものの、県職員が事務に従事していることや、県からの補助金等が運営費に充てられていることなどから、会計事務は公金に準じた適正かつ厳正な取扱いが求められるべきものである。

そこで、県に事務局を置く任意団体の状況を監査することで、今後の適正な事務の確保に資することとする。

第3 県庁舎に事務局を置く任意団体の概要

県の全ての機関に対して、県庁舎に事務局を置く任意団体について事前調査を行った。その結果、令和2年度中に収入・支出のある団体は243団体であり、これらを対象に、次のとおり分析を行った。

1 所管機関別の状況について

団体について所管機関別に分類すると、知事部局で所管している団体が113団体（46.5%）、次いで教育委員会の88団体（36.2%）、警察本部の41団体（16.9%）等となっている。

知事部局でみると、農林水産部21団体（8.6%）、未来創生文化部18団体（7.4%）、県土整備部17団体（7.0%）、危機管理環境部16団体（6.6%）、商工労働観光部15団体（6.2%）となっており、5部局で8割弱を占めている。

表1 所管機関別の状況

区分		団体数(%)	所管課(%)
知事部局	危機管理環境部	16 (6.6)	7 (5.9)
	政策創造部	10 (4.1)	5 (4.2)
	経営戦略部	3 (1.2)	3 (2.5)
	未来創生文化部	18 (7.4)	9 (7.6)
	保健福祉部	5 (2.1)	3 (2.5)
	商工労働観光部	15 (6.2)	7 (5.9)
	農林水産部	21 (8.6)	11 (9.3)
	県土整備部	17 (7.0)	8 (6.8)
	南部総合県民局	6 (2.5)	4 (3.4)
	西部総合県民局	2 (0.8)	2 (1.7)
	計	113 (46.5)	59 (50.0)
教育委員会		88 (36.2)	48 (40.7)
その他委員会等		1 (0.4)	1 (0.8)
警察本部		41 (16.9)	10 (8.5)
合計		243 (100.0)	118 (100.0)

※()内は合計に対する構成比。

2 設立後の経過年数の状況について

設立後の経過年数（令和3年3月31日現在）では、30年以上の長期にわたり活動を続けている団体が、全体の過半数を占める141団体となっている。

令和2年度中に、3団体が新設されている。

表2 設立後の経過年数の状況

区分		団体数	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	設立年月 不詳団体
知事部局	危機管理環境部	16	5	1	3	2	5	0
	政策創造部	10	3	2	0	2	3	0
	経営戦略部	3	1	0	0	1	1	0
	未来創生文化部	18	4	0	5	5	4	0
	保健福祉部	5	0	0	1	1	3	0
	商工労働観光部	15	6	3	2	1	2	1
	農林水産部	21	4	4	1	3	9	0
	県土整備部	17	0	2	4	4	7	0
	南部総合県民局	6	3	2	1	0	0	0
	西部総合県民局	2	2	0	0	0	0	0
	計	113	28	14	17	19	34	1
教育委員会		88	12	5	4	21	37	9
その他委員会等		1	0	0	0	1	0	0
警察本部		41	7	2	1	3	26	2
合計		243	47	21	22	44	97	12

3 県職員の役員への就任状況について

県職員が、会長、理事等の役員に就任している団体は、155団体（63.8％）であった。

表3 県職員の役員への就任状況

区分	団体数	団体の役員数		県職員が就任している団体数						未就任 団体数	
		総数	うち 県職員数	団体数 合計	1人	2人	3人	4人	5人以上		
知事部局	危機管理環境部	16	116	21	12	7	3	1	0	1	4
	政策創造部	10	136	11	8	6	1	1	0	0	2
	経営戦略部	3	26	3	2	1	1	0	0	0	1
	未来創生文化部	18	255	29	14	8	3	2	0	1	4
	保健福祉部	5	109	22	3	0	1	0	0	2	2
	商工労働観光部	15	81	14	9	6	1	2	0	0	6
	農林水産部	21	199	29	15	10	1	2	0	2	6
	県土整備部	17	120	3	3	3	0	0	0	0	14
	南部総合県民局	6	36	3	3	3	0	0	0	0	3
	西部総合県民局	2	57	6	2	1	0	0	0	1	0
	計	113	1,135	141	71	45	11	8	0	7	42
教育委員会	88	2,701	238	81	51	4	7	4	15	7	
その他委員会等	1	31	2	1	0	1	0	0	0	0	
警察本部	41	749	5	2	1	0	0	1	0	39	
合計	243	4,616	386	155	97	16	15	5	22	88	

4 県職員の事務局員への就任状況について

県職員が、事務局員に就任している団体は、全体243団体のうち107団体（44.0％）に留まっているが、知事部局に限ってみると113団体のうち100団体（88.5％）となっており、団体の業務執行に県職員が大きく関与していることが窺われる。

県職員が就任している団体を人数別に見た場合、107団体のうち、「5～9人」が48団体（44.9％）で最も多く、次に「3～4人」が29団体（27.1％）であった。

なお、プロパー職員のための団体は32団体（13.2％）、職員がおらず役員のための団体は104団体（42.8％）であった。

表4 県職員の事務局員への就任状況

区分	団体数	団体の職員数		県職員が就任している団体数				プロパー職員のみ	職員なし		
		総数	うち県職員数	団体数合計	1~2人	3~4人	5~9人			10~19人	
知事部局	危機管理環境部	16	98	87	16	1	3	11	1	0	0
	政策創造部	10	50	50	10	1	3	6	0	0	0
	経営戦略部	3	10	10	3	2	0	1	0	0	0
	未来創生文化部	18	131	93	17	3	6	6	2	1	0
	保健福祉部	5	9	4	3	3	0	0	0	2	0
	商工労働観光部	15	127	93	12	1	2	6	3	0	3
	農林水産部	21	149	72	14	4	1	8	1	3	4
	県土整備部	17	82	82	17	1	9	6	1	0	0
	南部総合県民局	6	25	25	6	2	1	3	0	0	0
	西部総合県民局	2	6	6	2	0	2	0	0	0	0
計	113	687	522	100	18	27	47	8	6	7	
教育委員会	88	73	21	6	3	2	0	1	12	70	
その他委員会等	1	9	9	1	0	0	1	0	0	0	
警察本部	41	16	0	0	0	0	0	0	14	27	
合計	243	785	552	107	21	29	48	9	32	104	

5 県職員の服務状況について

県職員が団体の業務に従事するに当たっての服務上の取扱いについては、「職務専念義務の免除」を行って従事している団体が90団体（37.0%）、「職務命令」が105団体（43.2%）であった。

表5 県職員の服務状況

区分	団体数	職免	職務命令	派遣	その他	
知事部局	危機管理環境部	16	8	7	0	1
	政策創造部	10	10	0	0	0
	経営戦略部	3	2	1	0	0
	未来創生文化部	18	14	10	0	0
	保健福祉部	5	2	5	0	0
	商工労働観光部	15	11	2	0	2
	農林水産部	21	14	9	0	0
	県土整備部	17	17	1	0	0
	南部総合県民局	6	3	4	0	0
	西部総合県民局	2	0	2	0	0
計	113	81	41	0	3	
教育委員会	88	8	64	0	13	
その他委員会等	1	1	0	0	0	
警察本部	41	0	0	0	26	
合計	243	90	105	0	42	

※合計が合わないのは、重複している団体及び県職員が従事していない団体があるため。

職免：職務専念義務の免除

6 行政財産の使用許可手続等の状況について

任意団体が業務遂行にあたり、行政財産の目的外使用の許可を得ている団体は62団体（25.5%）、物品の貸出がある団体は12団体（4.9%）であった。

表6 行政財産の使用許可等の状況

区分	団体数	行政財産の使用許可のある団体						物品の貸出 のある団体
		使用許可面積				100㎡以上		
		5㎡未満	5㎡以上 20㎡未満	20㎡以上 100㎡未満	100㎡以上			
知事部局	危機管理環境部	16	2	1	1	0	0	2
	政策創造部	10	1	1	0	0	0	1
	経営戦略部	3	0	0	0	0	0	0
	未来創生文化部	18	1	1	0	0	0	1
	保健福祉部	5	1	0	1	0	0	1
	商工労働観光部	15	3	2	1	0	0	0
	農林水産部	21	1	0	1	0	0	1
	県土整備部	17	0	0	0	0	0	0
	南部総合県民局	6	0	0	0	0	0	0
	西部総合県民局	2	0	0	0	0	0	0
	計	113	9	5	4	0	0	6
教育委員会	88	38	6	5	20	7	6	
その他委員会等	1	0	0	0	0	0	0	
警察本部	41	15	8	6	1	0	0	
合計	243	62	19	15	21	7	12	

7 保管金（現金又は預金）の状況について

保管金の状況については、「預金のみ」としている団体が227団体（93.4%）と大半であるが、「預金及び現金」を保管している団体が16団体（6.6%）であった。なお、「現金のみ」で保管している団体はなかった。

表7 保管金の保管状況

所管部局		団体数	保管方法	
			預金のみ	預金及び現金
知事部局	危機管理環境部	16	15	1
	政策創造部	10	10	0
	経営戦略部	3	3	0
	未来創生文化部	18	15	3
	保健福祉部	5	5	0
	商工労働観光部	15	15	0
	農林水産部	21	21	0
	県土整備部	17	17	0
	南部総合県民局	6	6	0
	西部総合県民局	2	2	0
	計	113	109	4
教育委員会		88	85	3
その他委員会等		1	1	0
警察本部		41	32	9
合計		243	227	16

8 令和2年度に支出した県費の状況について

県費の受入れ（補助金、負担金、委託料等）のある団体は、243団体のうち60団体（24.7%）であり、うち知事部局では55団体（22.6%）であった。

知事部局のうち収入に占める県費の受入割合の高い部局は、南部総合県民局（59.5%）、次いで未来創生文化部（55.1%）であり、金額で見ると商工労働観光部50,127,543円、次いで未来創生文化部46,170,984円となっている。

教育委員会については、県費の割合は1.2%であるものの全体の収入は最も多く468,178,400円となっており、各県立学校のPTAや同窓会の会費等が多くを占めている。

警察本部については、県費受入額が0円であった。

県費の受入れが1,000万円以上の団体は6団体であり、県費受入れのある団体の1割を占めている。

表 8 - 1 収支決算の状況

(単位：円)

区分	団体数	県費受入 団体数	決算状況					
			収入額			支出額	繰越額	
			うち県費受入額	県費の割合				
知事部局	危機管理環境部	16	11	184,847,446	43,800,183	23.7%	152,055,296	32,792,150
	政策創造部	10	6	39,492,712	4,600,200	11.6%	18,691,073	20,801,639
	経営戦略部	3	2	919,714	349,897	38.0%	673,729	245,985
	未来創生文化部	18	11	83,835,317	46,170,984	55.1%	54,716,019	29,119,298
	保健福祉部	5	2	16,655,724	7,620,000	45.8%	13,204,278	3,451,446
	商工労働観光部	15	8	277,614,827	50,127,543	18.1%	163,992,336	113,622,491
	農林水産部	21	6	86,946,627	22,327,476	25.7%	71,334,627	15,612,000
	県土整備部	17	4	20,166,586	525,500	2.6%	5,735,748	14,430,838
	南部総合県民局	6	3	25,719,032	15,290,569	59.5%	24,454,772	1,264,260
	西部総合県民局	2	2	4,925,466	2,071,620	42.1%	4,755,270	170,196
計	113	55	741,123,451	192,883,972	26.0%	509,613,148	231,510,303	
教育委員会	88	4	468,178,400	5,528,636	1.2%	205,644,289	262,534,111	
その他委員会等	1	1	562,057	380,000	67.6%	451,060	110,997	
警察本部	41	0	80,825,393	0	0.0%	57,845,219	22,980,174	
合計	243	60	1,290,689,301	198,792,608	15.4%	773,553,716	517,135,585	

表 8 - 2 県費受入れの状況（性質別）

(単位：円)

区分	収入総額	県費の受入れ										その他の収入	
		収入に占める 県費の割合	補助金		負担金		委託料		その他県費		団体数	金額	
			団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額			
知事部局	危機管理環境部	184,847,446	23.7%	3	31,650,000	8	11,961,183	1	189,000	0	0	15	141,047,263
	政策創造部	39,492,712	11.6%	0	0	4	3,510,000	1	150,000	1	940,200	10	34,892,512
	経営戦略部	919,714	38.0%	0	0	2	349,897	0	0	0	0	2	569,817
	未来創生文化部	83,835,317	55.1%	5	3,706,745	4	41,873,609	1	185,000	1	405,630	18	37,664,333
	保健福祉部	16,655,724	45.8%	1	80,000	0	0	1	7,540,000	0	0	5	9,035,724
	商工労働観光部	277,614,827	18.1%	2	26,435,967	5	11,432,000	3	12,259,576	0	0	15	227,487,284
	農林水産部	86,946,627	25.7%	2	6,456,000	4	15,664,000	1	207,476	0	0	21	64,619,151
	県土整備部	20,166,586	2.6%	0	0	4	525,500	0	0	0	0	17	19,641,086
	南部総合県民局	25,719,032	59.5%	0	0	2	11,090,569	1	4,200,000	0	0	6	10,428,463
	西部総合県民局	4,925,466	42.1%	0	0	2	2,071,620	0	0	0	0	2	2,853,846
計	741,123,451	26.0%	13	68,328,712	35	98,478,378	9	24,731,052	2	1,345,830	111	548,239,479	
教育委員会	468,178,400	1.2%	4	5,528,636	0	0	0	0	0	0	88	462,649,764	
その他委員会等	562,057	67.6%	0	0	0	0	1	380,000	0	0	1	182,057	
警察本部	80,825,393	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	41	80,825,393	
合計	1,290,689,301	15.4%	17	73,857,348	35	98,478,378	10	25,111,052	2	1,345,830	241	1,091,896,693	

表 8 - 3 県費受入れの状況（金額別）

所管部局		団体数	50万円未満	50万円以上 100万円以下	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上
知事部局	危機管理環境部	11	4	1	3	2	1	0
	政策創造部	6	4	1	1	0	0	0
	経営戦略部	2	2	0	0	0	0	0
	未来創生文化部	11	6	0	3	1	0	1
	保健福祉部	2	1	0	0	1	0	0
	商工労働観光部	8	2	0	1	3	2	0
	農林水産部	6	1	1	3	0	1	0
	県土整備部	4	4	0	0	0	0	0
	南部総合県民局	3	1	0	1	0	1	0
	西部総合県民局	2	0	1	1	0	0	0
	計	55	25	4	13	7	5	1
教育委員会		4	3	0	0	1	0	0
その他委員会等		1	1	0	0	0	0	0
警察本部		0	0	0	0	0	0	0
合計		60	29	4	13	8	5	1

9 規程の整備状況について

団体の会則・規約が整備されているのは、240団体（98.8%）とほとんどの団体で整備されているが、会計規程について整備されている団体は150団体（61.7%）、決裁規程について整備されている団体は134団体（55.1%）に留まっている。

なお、令和2年度に総会が開催された団体は193団体（79.4%）であった。これには、新型コロナウイルス感染症の影響で、書面開催（74団体）とした団体も含まれている。

表 9 規程の整備状況

所管部局	団体数	諸規程の制定状況			総会の実施	
		会則・規約	会計規程	決裁規程		
知事部局	危機管理環境部	16	15	8	8	11
	政策創造部	10	10	6	6	9
	経営戦略部	3	3	1	1	2
	未来創生文化部	18	18	11	9	15
	保健福祉部	5	5	1	4	4
	商工労働観光部	15	14	7	9	12
	農林水産部	21	20	10	7	20
	県土整備部	17	17	15	17	17
	南部総合県民局	6	6	2	2	5
	西部総合県民局	2	2	2	1	2
	計	113	110	63	64	97
教育委員会		88	88	53	41	54
その他委員会等		1	1	1	1	1
警察本部		41	41	33	28	41
合計		243	240	150	134	193

10 今後の見直し状況について

任意団体の今後の活動については、「継続予定」としたが団体が236団体（97.1%）と最も多かった。ただし、少ないながらも「見直し中」や「休止中」とした団体、今後団体を取り巻く状況の変化を踏まえ「その他（解散等）」とした団体もあった。

表10 団体の見直し状況

見直し状況	団体数	割合
継続予定	236	97.1%
見直し中	5	2.1%
休止中	1	0.4%
その他(解散等)	1	0.4%
合計	243	100%

第4 監査の概要

1 監査の対象機関

監査対象機関は、次の表11のとおりである。

事前調査した243団体のうち、次の6項目の全てに該当する団体から、「各部局で県からの収入が上位1～3位の14団体（同一所属は除く）」を抽出した。その他、「会計規程を設けていない1団体（同一所属は除く）」を加えて、15団体を選定し、その団体を所管する15所属を監査対象機関とした。

- (1) 県の庁舎内に同居している任意団体
- (2) 団体の役員・職員に県職員が含まれている団体
- (3) 保管金（現金又は預金）がある団体
- (4) 行政財産の使用許可手続を行っていない団体
- (5) 県からの収入が100万円以上ある団体
- (6) 令和3年度以降も存続予定である団体

表11 監査対象機関

	部局名	所属名	団体名
1	危機管理環境部	とくしまゼロ作戦課	徳島総合情報通信ネットワークシステム運営協議会
2		消防保安課	徳島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会
3		防災人材育成センター	徳島地震防災県民会議
4	政策創造部	とくしまぐらし応援課	「とくしま創生アワード」実行委員会
5	未来創生文化部	文化・未来創造課	徳島県民文化祭開催委員会
6		スポーツ振興課	国際スポーツ大会とくしまレガシー創出会議
7	商工労働観光部	企業支援課	とくしま4Kフォーラム実行委員会
8		観光政策課	とくしま宝島協議会
9		にぎわいづくり課	アニメまつり実行委員会
10	農林水産部	もうかるブランド推進課	とくしま六次産業化推進連携協議会
11		鳥獣対策・ふるさと創造課	阿波地美栄推進協議会
12		スマート林業課	剣山休養林等保護管理協議会
13	南部総合県民局	南部総合県民局地域創生防災部<美波>	「四国の右下」若者創生協議会
14	西部総合県民局	西部総合県民局地域創生観光部<美馬>	にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会
15	教育委員会	体育学校安全課全国高校総体推進室	令和4年度全国高等学校総合体育大会徳島県実行委員会

2 監査の実施期間

令和3年8月から令和4年3月までの間に実施した。

3 監査の実施方法

監査対象機関に監査資料の提出を求めるとともに、監査事務局職員による現地調査や必要書類の閲覧等を踏まえ、提出された資料及び一部聞き取り調査を基に監査を実施した。

4 監査の着眼点

次に掲げる項目を着眼点とした。

- (1) 適正な会計事務処理は確保されているか
- (2) 団体に対する県職員の関与・指導は適切か
- (3) 行政財産使用許可、物品の貸付等の手続が適正に行われているか
- (4) 県費の支出・受入状況は適切に行われているか

第5 監査の結果

今回の監査は、前述の「第4の4」で示した4つの着眼点に沿って実施し、その結果については、次のとおりである。

また、監査の実施期間中に指摘した事項のうち、この報告書を取りまとめるまでの間に改善された事項についても記載している。

1 適正な会計事務処理の確保について

(1) 調査項目

- ア 設立目的，設置根拠を規定した団体の規約等は整備されているか。
- イ 会計関連をはじめ各種規程の整備状況はどうか。
- ウ 「県に事務局を置く任意団体等の事務処理について（通知）」（平成30年3月15日付け行第72号・会第303号，令和元年11月8日付け行第54号・会第285号）に示されている適正な会計事務処理のための各種方策が確保されているか。

[参考①]

「県に事務局を置く任意団体等の事務処理について（通知）」（平成30年3月15日付け行第72号・会第303号）

<適正な会計事務処理確保のための方策>

- ・ 金融機関の通帳，届出印は，分離の上，それぞれ施錠できる場所に保管すること。
- ・ 管理職等が定期的に支出及び収納に係る決裁書類と通帳，証拠書類を突合すること。
- ・ 支出及び収納についてはそれぞれ口座振替払及び口座振込を基本とし，直接現金の納付を受けたときは，即日口座への入金を行うなど，職員による現金の取扱いは必要最小限とすること。

[参考②]

「県に事務局を置く任意団体等の事務処理について（通知）」（令和元年11月8日付け行第54号・会第285号）

- ・ 特に，金融機関の通帳及び届出印については，管理者を厳格に分離の上，それぞれ施錠できる場所への保管を徹底してください。

(2) 監査結果及び意見

ア 規約等の整備状況について

15団体の全てにおいて，設立目的，設置根拠を規定した団体の規約，定款，会則などが整備されていた。

イ 会計規程等の整備状況について

表12 会計規程の有無

	団体数
ア 会計規程を整備している団体	10
イ 会計規程を整備していない団体	5
合 計	15

表13 決裁規程の有無

	団体数
ア 決裁規程を整備している団体	10
イ 決裁規程を整備していない団体	5
合 計	15

【意見】

県庁舎に事務局を置く任意団体の運営や事業実施には、補助金や負担金など多額の県費が支出されており、その事務処理や会計処理については県の公金管理と同様の取扱いが求められる。各種規程を整備していない団体については、一層の透明性が確保されるよう、収入・支出の手続等を定めた会計規程や、決裁権限、事務手続を定めた決裁規程を早急に整備することが求められる。

ウ 稟議書の押印について

団体の稟議書の押印について、当該団体に属していない県職員が加わっている事例があった。(2団体)

【意見】

任意団体は県とは異なる組織であり、その意思決定や文書管理についても明確に区分しておく必要がある。特に同居する室内の職員には県業務と団体業務の区分を認識させる必要がある。

エ 現金の取扱いについて

表14 現金の取扱い

	団体数
ア 現金の取扱いのある団体	4
イ 現金の取扱いのない団体	11
合 計	15

現金の取扱いのある団体について、現金収入があった場合は即日収納口座への入金、現金支払があった場合は即日口座振込を行っていた。

また、切手を保管している団体が1団体あったが、切手受払簿を作成し管理していることを確認した。

オ 通帳・届出印について

表15 保管場所の分離

ア 通帳・届出印を施錠のできる場所に分離して保管している団体	15
--------------------------------	----

表16 通帳・届出印の分離

	団体数
ア 通帳・届出印の管理者が同一人の団体	1
イ 通帳・届出印の管理者が別人の団体	14
合 計	15

【意見】

管理者が同一人の団体（1団体）においては、前掲「参考②」のとおり適正な会計事務処理の確保のため、管理者を厳格に分離の上、それぞれ施錠できる場所への保管が必要である。

2 団体に対する県職員の関与・指導について

(1) 調査項目

- ア 県業務と団体業務は区分され、執行されているか。
- イ 関係職員は必要に応じ、「職務専念義務免除」の承認を受ける等、適正な事務処理に努めているか。

(2) 監査結果及び意見

表17 県業務と団体業務の区分

	団体数
ア 時期で区分(業務のある時期のみ従事)	3
イ 業務を行う指示があった時のみ従事	1
ウ その他	3
エ 県の業務と団体業務が同じであるため区分なし	8

表18 団体業務に従事する年間業務時間

	団体数
ア 10時間未満	5
イ 10時間以上50時間未満	8
ウ 50時間以上	5
エ 通年	3

※ 合計が15を超えるのは、年間業務時間が異なる複数の職員がいる場合があるため。

表19 業務に従事する根拠

	団体数
ア 職務専念義務免除	11
イ 職務命令	4
ウ 事務分掌表による位置づけ	14

※ 合計が15を超えるのは、複数の関係職員が、それぞれ「職務専念義務免除」「職務命令」「事務分掌表による位置づけ」を受けている場合があるため。

表17及び表18のとおり、「担当する県の業務と団体業務が同じであるため区分なし」としている団体（8団体）や、「職務専念義務免除」の承認はあるが、団体業務に従事する「年間業務時間」を「通年」とした団体（3団体）があった。

また、表19のとおり、今回監査対象機関の15団体は、いずれも県からの収入（補助金、負担金、委託料等）がある団体であり、プロパー職員がおらず、県職員のみで団体業務を行っているが、「職務専念義務免除」の承認を受けている職員が1人もいない団体があった。（4団体）

【意見】

「職務専念義務免除」とは、地方公務員法第35条により、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされており、この「特別の定」として設けられた「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「同規則」に基づき承認されるものである。

したがって、「職務専念義務免除」の承認を取っている業務であれば団体の責任に帰するもの、承認を取っていない業務であれば県の本来業務として県の責任に帰するものと考えられるが、現状について次の2点が確認できた。

1点目については、県の業務と団体業務の区分について、例えば、当該団体の職員の立場で、当該団体の会計事務を行う場合は、県の本来業務とはみなし難いものと考えられるが、15団体の全てで当該団体の会計事務を行っているものの、「職務専念義務免除」の承認を受けていない場合もある。

2点目については、団体業務に従事する「年間業務時間」を「通年」としているものがあるが、実態としては「毎月の特定の時期や1週間のうち1日など定期的な場合等」があった。

以上のことから、まず1点目については、職務専念義務の免除の承認について、各部長等の専決事項とされているとはいえ、例えば、職務専念義務免除の承認が必要な具体的なケースの例示等、運用の助けとなるガイドラインを作成するなど、より統一的な運用が図られるように努める必要がある。

次に2点目については、「職務専念義務免除」は前述のとおり「特別の定」であり、公務優先の原則に則り、合理的な理由がある場合に限定的に承認を与えるようにしなければならないことから、1年を通して定期的な業務があるのであれば、業務にかかる部分について把握し、申請書にも従事時間を出来る限り明記すべきである。

3 行政財産使用許可、物品の貸付等の手続について

(1) 調査項目

- ア 行政財産の使用許可手続は適正に行われているか。
- イ 物品の貸付等の手続は適正に行われているか。
- ウ 経費の負担は適正に行われているか。

(2) 監査結果及び意見

行政財産の使用許可の範囲については、県公有財産取扱規則第32条において、「当該行政財産を使用させることが県の事務、事業の遂行上やむを得ない場合」等に該当する場合、使用を許可することができることとなっている。

また、使用許可の手続については、同規則第35条において、「使用を許可しようとするときは、使用の許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書（様式第8号）を提出させなければならない。」となっている。

このことから、県は、県職員以外の者（団体のプロパー職員）の執務場所や、団体のコピー機の設置等として「場所」を使用する場合には、使用する団体より行政財産の使用許可申請を受け、許可している。

一方で、行政財産の使用許可申請の提出について、制度所管部署の管財課によると、「その行政財産本来の目的での使用であれば、そもそも許可申請自体、必要はない。その財産の使用が目的外使用に当たるか否かは、個々に、その使用目的と県の事務事業との関係を考慮した上で判断するもの」とのことであるが、現状において、明文化されたものはない。

今回監査した15団体においては、全ての団体においてプロパー職員は置かれておらず県職員のみが事務局職員として従事しており、「行政財産の使用許可手続」及び「県からの物品の貸付手続」ともに行われていなかった。よって、団体から「県に負担すべき経費」もなかった。

なお、今回の事前調査において、プロパー職員がいる団体については、行政財産の使用許可を受けていることを確認している。

【意見】

県以外の団体等が県の行政財産の使用許可を受けようとする場合は、県公有財産取扱規則第32条及び第35条に基づき、行政財産使用許可申請書を提出させなければならないとされている。

規定上からすると、県職員からなる団体とはいえ、団体と県は別組織であることから、同規則第35条により使用許可申請の提出を行う必要があると解される。

しかしながら、現状では、使用許可申請の提出・手続に関する基準があいま

いであり、県から委託料等の収入を受けている団体を含め、県職員のみが団体の業務に従事している場合は、許可申請手続を行っていない。

については、県民目線からは、県の業務と団体の業務の区別が付き難い状況であるため、県の庁舎を任意団体が執務室として使用する場合について、その使用許可基準を明文化・明確化しておく必要がある。

4 県費の支出・受入状況について

(1) 調査項目

- ア 県費の支出・受入について、その事務処理等は適正に執行されているか。
- イ 繰越金の状況について
- ウ 総会（意思決定機関として）の実施について

(2) 監査結果及び意見

- ア 補助金、委託料等の県費の事務処理について

表20 県費からの収入

区 分	補助金		負担金		委託料	
	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)
100万円以上300万円未満	－	－	4	5,914	1	2,688
300万円以上500万円未満	－	－	2	6,400	－	－
500万円以上1,000万円未満	1	6,450	2	13,894	－	－
1,000万円以上	1	11,800	4	69,120	－	－
合 計	2	18,250	12	95,328	1	2,688

※ 補助金：一般的には特定の事業，研究等を育成，助長するために県が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの。

負担金：法令又は契約等によって県が負担するものであり特定の事業について，県が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出するもの。この他に任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき，その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出するもの。

委託料：県が事務事業を直接実施せずに，他の機関あるいは，特定の者と委託契約を結び行わせるときにその対価として支払われるもの。

県は，任意団体に対し補助金，負担金，委託料等で県費を支出し，当該任意団体の業務を支援，又は業務を委託していたが，その支出手続，団体における申請・受領手続など，一連の事務処理については，概ね適正に執行されていた。

しかしながら，県の補助金等交付立案者と団体の申請・受領の立案者において，県側と団体側で，同一人が立案者である団体（12団体）があった。

【意見】

県と団体の立案者が、同一人である場合については、団体の運営や財務事務に関する指導監督の面から、また、不祥事の未然防止を図る上でも補助金等の適正な会計手続・審査を行う体制として適切とは言えず、その見直しが必要である。

イ 繰越金の状況について

表21 繰越金

区 分	団体数	金額(千円)
0円	3	—
1円以上30万円未満	6	489
30万円以上100万円未満	2	1,389
100万円以上1,000万円未満	2	8,655
1,000万円以上	2	34,614
合 計	15	45,147

表22 決算支出額に対する繰越金の比率

区 分	団体数
0%	3
0%以上10%未満	7
10%以上50%未満	4
50%以上100%未満	0
100%以上	1
合 計	15

令和2年度末の繰越金について、繰越金額が令和2年度決算支出額を超えている団体（1団体）があり、その額は2,000万円以上となっており、令和2年度決算支出額の2倍を超えている。

当該団体については、定期的な機器の更新や修繕のために将来に向けて積み立てているものであり、繰越金の使途における事業計画を確認できた。

その他、多額の繰越金がある団体については、新型コロナウイルス感染症など事情変更により令和2年度中に執行できなかつたためやむを得ず次年度に繰り越したもので、翌年度以降の繰越金の使途における対応方針を確認できた。

【意見】

県の庁舎内に事務局を置き、その資金管理を県職員が担っており、かつ県からの収入が多額である団体においては、公的性格が極めて高く、県民への説明責任からも、繰越金の使途が明示できるよう次年度、場合により次年度以降を含めた「事業計画書」を作成するなど、対外的に十分説明できる状態にしておく必要がある。

ウ 総会の実施について

全ての団体において、総会が開催されていた。

団体の予算・決算の議決がなされ、総会に先立ち会計監査が行われている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催となった団体（5団体）もある。

第6 まとめ

デジタル社会の推進をはじめ社会情勢の大きな変化を受け、行政運営もさらに高度化・複雑化していくと想定される状況下、県の限られた人員と経費をより有効的・効率的に機能させ、県民の行政に対するニーズに応じていくためにも、行政運営における任意団体の活用は、その必要性が高まるものと思われる。

また、そうした任意団体を有効に機能させるためには、県との連絡調整をスムーズなものとする必要があり、県職員の派遣・兼務体制は不可欠であると考えられる。

ただ、そうした兼務体制を敷くことにより、県民目線からは、県の業務と団体の業務の区別がつき難くなっていることも想像できる。加えて、県の兼務職員が団体の業務に携わっていると、当該団体が県の補助金や負担金等を受け入れている場合には、県と団体の責任が一体として、県民から捉えられ兼ねない危険性もある。県民がそうした疑念を招くことがないように、また疑念が生じた場合には、県民に対してきちんと説明できるよう、責任の所在を明確にした事務処理体制を整える必要がある。こうしたコンプライアンスに対する社会的要求の高まりは避けられない。

したがって、県サイドの事務の厳正化はもちろんのこと、任意団体においても、県と同様に事務手続の適正化・透明性の確保が必要であり、各種規程の整備やチェック体制の強化など、内部統制機能を十分に発揮することが求められる。

なお、事業規模等の理由により、個別の規程を整備することが実務的に困難である場合も想定できる。その場合は、「原則として県の規程に準じる」等を団体規約に盛り込み、これに抛り難い場合の必要最小限の独自規程を定める等、任意団体の個別の実情に応じた整備を進め、可能な限り事務手続の正当性や透明性の確保に努力する必要がある。

最後に、県としては、「最少の関わりで最大の効果」を念頭に、現存の任意団体について、「当初の設立目的を達成できているか」、「費用対効果の観点から団体の構成や運営状況は適切であるか」、「昨今の行政課題に照らして存在意義は薄れていないか」等を適宜検証する責務がある。そうした検証結果を踏まえ、また、時流に沿った新たな県民の行政ニーズに呼応できるよう、任意団体の統廃合や新設を果敢に実施することが望まれる。